

平成 2 2 年 2 月 2 6 日 裁 決

主 文

社会保険庁長官が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした後記第 2 の 2 記載の原処分は、これを取り消す。

理 由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第 2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、老齢基礎年金の裁定を請求した。

2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、国民年金の保険料納付済期間〇〇〇月をその額算定の基礎とする老齢基礎年金を請求人に支給する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

なお、保険者は、原処分に先立ち、昭和〇年〇月分の国民年金保険料が過誤納となっていたとして、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し当該保険料〇〇〇円を還付する旨通知した（以下、この還付金を「本件還付金」という。）。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由の要旨は、「略」

第 3 問題点

- 1 本件重複加入期間が発生した当時施行されていた、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。）による改正前の国民年金法第7条の規定によれば、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の日本国民は国民年金の被保険者とされるが、厚生年金保険法等の被用者年金各法の被保険者等はその被保険者とならないとされていた。
- 2 老齢基礎年金の額は、保険料納付済期間の月数、保険料全額免除期間の月数等を基礎として算定され、上記保険料納付済期間には厚生年金保険等の被保険者期間が含まれるが、後記3の脱退手当金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった被保険者であった期間は、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることから（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和36年法律第182号）による改正前の厚生年金保険法第71条）、当該期間は保険料納付済期間に入らないこととなる（国民年金法第5条第2項及び第27条）。
- 3 本件において、本件重複加入期間〇月を含む〇〇月の期間につき請求人に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和40年法律第104号）附則第17条第1項の規定による脱退手当金が支給されたことについては、後記第5の1の(3)及び(5)のイの事実認定から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるところ、請求人は、本件請求人主張のように、本件重複加入期間を保険料納付済期間として認め、それにより老齢基礎年金の支給額を増額することを求めているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係の下で、それを採用できるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 前記1の(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)を総合すれば、請求人が昭和〇年〇月ころ、〇〇市役所で国民年金の加入手続をした際、専ら同市役所の担当者の不注意により、請求人の国民年金の資格取得日が誤って昭和〇年〇月〇日とされ、本件重複加入が生じたのは明らかであり、また、本件重複加入につき請求人に責められるべき点を認めることはできない。
 - (2) にもかかわらず、本件のように事後に重複加入の事実が明らかになると、保険者は、それを長期間放置してきたにもかかわらず、保険料の過誤納が判明したとして貨幣価値が現在と全く異なる当時の僅少な保険料相当額を請求人に還付し、当該還付金に比べて将来的に格段に多額の支給額の減額となる年金額の減額を行おうとしているが、保険者の重大な注意義務違反を不問に付し、こうした不利益を請求人に一方的に負担させることは、社会保険分野においても適用される信義則上許されないというべきであるから、本件請求人主張には理由があり、これを採用するのが相当であると認められる。更に言えば、請求人の脱退手当金の支給対象期間が〇〇月であろうが〇〇月であろうが、その支給額算定に用いられる乗率は2.1であり、同じである。
 - (3) 以上のことから、請求人に対しては、保険料納付済期間〇〇〇月をその額算定の基礎とする老齢基礎年金が支給されるのが相当であり、これと趣旨を異にする原処分は取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。